

令和 8 年度第 7 回（令和 8 年 7 月 1 4 日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2 5 1 2〕

1 件名

石巻市母子・父子家庭医療費助成事業における特定親族特別控除の追加について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

本市では、宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金を活用し、18歳の年度末までの児童がいる母子・父子家庭に対して医療費を助成しているが、助成を受けようとする母子家庭の母又は父子家庭の父等の所得が所得制限限度額を超える場合は、助成の対象外としている。

所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律において、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱の所得の範囲及びその額の計算方法の控除項目に特定親族特別控除を追加することに改正された。

【目的】

県要綱改正に合わせ、本市においても母子・父子家庭医療費助成事業における所得の範囲及び所得の額の計算方法に特定親族特別控除を追加したもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令：☑有 □無】**

所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 1 3 号）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）

宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱

石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年 4 月 1 日条例第 1 4 4 号）

石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（平成 1 7 年 4 月 1 日規則第 9 1 号）

【総合計画の位置付け：☑有 □無】

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実

【個別計画の位置付け：☑有 □無】

石巻市こども計画

基本目標 2 子育てに対する不安を受け止め、安心してこどもを生み育てられる子育て環境を整備する

個別目標 3 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 4 月 所得税法等の一部改正（令和 7 年法律第 1 3 号）（令和 8 年 1 月 1 日施行）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正（令和 7 年法律第 7 号）
（令和 8 年 1 月 1 日施行）令和 8 年 5 月 宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正
（令和 8 年 1 0 月 1 日施行）**5 主な内容**

母子・父子家庭医療費助成の受給資格の更新時期に合わせ、別紙のとおり、令和 8 年 1 0 月 1 日付で所得の範囲及び所得の額の計算方法の控除項目に特定親族特別控除を追加するもの。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**【影響・効果】**

控除項目の追加により、母子・父子家庭医療費の助成対象者が増加し、母子・父子家庭の負担軽減が図られる。

【市財政への負担】

増加見込件数 30件（見込対象者5人×6月）

増加見込額 81千円

（22,160千円÷8,080件÷2,700円 2,700円×30件＝81千円）

参考：令和8年度当初予算

助成見込延件数 8,080件

助成見込額 22,160千円

（財源）母子・父子家庭医療費助成事業補助金 県1／2、一般財源1／2

7 他の自治体の政策との比較検討

県内他自治体においても同様に改正予定

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年7月 石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正
（施行予定年月日：令和8年10月1日施行）

9 その他

石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新			旧		
所得の合計額（1）	ア 児童扶養手当法施行令第4条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第32条第1項） イ 土地等に係る事業所得の金額（同法附則第33条の3第1項） ウ 長期譲渡所得の金額（同法附則第34条第1項） 注 エ 短期譲渡所得の金額（同法附則第35条第1項） 注 オ 先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4第1項） 所得の合計額＝ア＋イ＋ウ＋エ＋オ		所得の合計額（1）	ア 児童扶養手当法施行令第4条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第32条第1項） イ 土地等に係る事業所得の金額（同法附則第33条の3第1項） ウ 長期譲渡所得の金額（同法附則第34条第1項） 注 エ 短期譲渡所得の金額（同法附則第35条第1項） 注 オ 先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4第1項） 所得の合計額＝ア＋イ＋ウ＋エ＋オ	
控除額（2）	社会保険料控除	8万円（一律）	控除額（2）	社会保険料控除	8万円（一律）
	雑損控除	控除相当額		雑損控除	控除相当額
	医療費控除			医療費控除	
	小規模企業共済等掛金控除			小規模企業共済等掛金控除	
	配偶者特別控除			配偶者特別控除	
	特定親族特別控除				
	障害者控除	障害者1人につき 27万円		障害者控除	障害者1人につき 27万円
	特別障害者控除	障害者1人につき 40万円		特別障害者控除	障害者1人につき 40万円
	寡婦控除	27万円		寡婦控除	27万円
	ひとり親控除	35万円		ひとり親控除	35万円
	勤労学生控除	27万円		勤労学生控除	27万円
	肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税の免除に相当する額	免除所得額		肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税の免除に相当する額	免除所得額
	所得の額（1）－（2）			所得の額（1）－（2）	

1 特定親族特別控除

特定親族特別控除（大学生年代の子等に関する特別控除）		
特定親族の合計所得金額（給与収入換算）	所得税	住民税
58 万円超～ 85 万円以下（123 万円超 150 万円以下）	6 3 万円	4 5 万円
85 万円超～ 90 万円以下（150 万円超 155 万円以下）	6 1 万円	
90 万円超～ 95 万円以下（155 万円超 160 万円以下）	5 1 万円	
95 万円超～100 万円以下（160 万円超 165 万円以下）	4 1 万円	
100 万円超～105 万円以下（165 万円超 170 万円以下）	3 1 万円	
105 万円超～110 万円以下（170 万円超 175 万円以下）	2 1 万円	
110 万円超～115 万円以下（175 万円超 180 万円以下）	1 1 万円	
115 万円超～120 万円以下（180 万円超 185 万円以下）	6 万円	
120 万円超～123 万円以下（185 万円超 188 万円以下）	3 万円	

※給与収入換算の金額は、給与収入のみの場合に限る